第二十二条の二十九第一項中「次項及び第四項又は次項」を「第三項及び第六項又は第四項」に、「第五項」を「第六項」に、「第二十条の七第二項及び第四項又は同条第二項」を「第二十条の七第三項及び第六項又は同条第四項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第三十九条の四十五の二第四項から第六項まで」を「第三十九条の四十五の二第三項から第五項まで」に改め、「事業所」の下に「（当該連結親法人が二以上の事業所を有する場合には、当該二以上の事業所のうち主たる事業所。以下この条において同じ。）」を加え、「第六十八条の十五の二第一項第二号ロ(1)(ii)」を「第六十八条の十五の二第一項第二号イ(2)」に改め、「の雇用促進計画」の下に「（同令附則第八条第一項に規定する雇用促進計画をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「同条第四項第二号」を「法第六十八条の十五の二第五項第二号」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三十九条の四十五の二第九項から第十一項まで」を「第三十九条の四十五の二第八項から第十項まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三十九条の四十五の二第十二項」を「第三十九条の四十五の二第十一項」に、「第六十八条の十五の二第四項第十四号」を「第六十八条の十五の二第五項第十一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　施行令第三十九条の四十五の二第十二項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の十五の二第一項又は第二項に規定する連結親法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該連結親法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該連結親法人及びその各連結子法人の雇用促進計画の達成状況及び法第六十八条の十五の二第七項に規定する離職者がいないかどうかが確認できるものに限る。）の写しとする。

第二十二条の二十九第七項中「第三十九条の四十五の二第二十四項」を「第三十九条の四十五の二第十七項」に、「第二項及び第四項又は第二項及び第五項」を「第三項及び前項又は第四項及び前項」に、「第二十条の七第二項及び第四項又は同条第二項及び第五項」を「第二十条の七第三項及び第六項又は同条第四項及び第六項」に改める。

第二十二条の三十三及び第二十二条の三十四を次のように改める。

第二十二条の三十三及び第二十二条の三十四　削除

第二十二条の三十五の見出しを「（港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第六十八条の十七第二項」を「第六十八条の十七第一項」に、「この項」を「この条」に改め、同項を同条とする。

第二十二条の三十六　削除

第二十二条の三十八の見出し中「機械等」を「特定機械装置」に改める。

第二十二条の四十一を次のように改める。

第二十二条の四十一　削除

第二十二条の四十六及び第二十二条の四十七を次のように改める。

第二十二条の四十六及び第二十二条の四十七　削除

第二十二条の六十二第二項中「第二十一条の十九第二項第十二号」を「第二十一条の十九第二項第十三号」に改め、同条第五項中「第二十一条の十九第十一項各号」を「第二十一条の十九第十項各号」に改め、同項第一号中「第六十二条の三第四項第十二号」を「第六十二条の三第四項第十三号」に改め、同条第六項第一号中「第六十二条の三第四項第十二号」を「第六十二条の三第四項第十三号」に改め、同号イ(2)(i)中「第二十一条の十九第十八項第三号」を「第二十一条の十九第十七項第三号」に改め、同号イ(2)(ii)中「第二十一条の十九第十九項」を「第二十一条の十九第十八項」に改め、同項第二号中「つき法第六十二条の三第四項第十二号」を「つき法第六十二条の三第四項第十三号」に改め、同号イ中「第六十二条の三第四項第十二号」を「第六十二条の三第四項第十三号」に改め、同号ハ中「第二十一条の十九第十四項」を「第二十一条の十九第十三項」に、「第六十二条の三第四項第十二号」を「第六十二条の三第四項第十三号」に改める。

第二十二条の六十九第三項中「市町村長」の下に「又は特別区の区長」を加え、同項第一号中「又は」を「若しくは」に、「次号」を「以下この項」に、「）内に」を「）又は大田区若しくは大阪市の区域内に」に、「当該」を「次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該」に、「既成市街地等（同欄に規定する既成市街地等をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を「次に定める地域」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該譲渡資産の所在地が三鷹市等の区域内である場合（ロに掲げる場合を除く。）　既成市街地等（表の第一号の上欄に規定する既成市街地等をいう。以下この項及び次項において同じ。）

ロ　当該譲渡資産の所在地が横浜市、川崎市、堺市、神戸市、尼崎市又は西宮市の区域内である場合　施行令第三十九条の七第二項に規定する国土交通大臣が指定する区域以外の既成市街地等

ハ　当該譲渡資産の所在地が大田区又は大阪市の区域内である場合　施行令第三十九条の七第二項に規定する国土交通大臣が指定する区域以外の地域

第二十二条の六十九第三項第五号を削り、同条第四項中「の下欄、第五号、第六号又は第七号」を「、第五号又は第六号」に改め、同項第一号イ中「第八条第一項」を「第二条第一項の規定により特定空港として指定された空港の設置者の当該譲渡資産を同法第八条第一項」に改め、「に規定する特定空港の設置者の当該譲渡資産をこれら」及び「同条第一項に規定する特定空港の設置者の」を削り、「同項」を「同条第一項」に、「書類」を「書類及び当該所在地が同欄のイに掲げる航空機騒音障害防止特別地区に該当することとなつた日を証する書類」に改め、同号ロ中「第九条第二項」を「第二条」に、「譲渡資産を同項」を「譲渡資産を同法第九条第二項」に改め、「同条第一項に規定する特定飛行場の設置者の」を削り、「補償金を同項」を「補償金を同条第一項」に、「書類」を「書類及び当該所在地が同欄のロに掲げる第二種区域に該当することとなつた日を証する書類」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第五号」を「第四号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第五号」を「第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第六号」を「第五号」に、「耐火建築物又は準耐火建築物」を「耐火建築物等又は準耐火建築物等」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第六号」を「第五号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第七号」を「第六号」に改め、同号を同項第七号とし、同条第五項中「第七号」を「第六号」に改め、「（同号の下欄の車両及び運搬具を除く。）」を削り、「（同欄」を「（表の第六号の下欄」に、「前項第八号」を「前項第七号」に改め、同条第八項第六号、第九項第七号及び第十項第一号中「第七号」を「第六号」に改める。

第二十二条の七十六第三十六項中「同条第四項第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第二十二条の七十六の四を次のように改める。

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第二十二条の七十六の四　法第六十八条の九十八第一項に規定する財務省令で定めるものは、連結親法人又はその連結子法人で、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第二条第一項に規定する経営資源活用共同化推進事業者に該当するものとする。

2　法第六十八条の九十八第一項に規定する財務省令で定める法人は、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第二条第二項に規定する特別新事業開拓事業者に該当する法人とする。

3　施行令第三十九条の百二十二第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第一項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類に記載された法第六十八条の九十八第一項に規定する特別新事業開拓事業者の株式とする。